

ハラスメントに関する方針

株式会社ジャパンファーム
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

1、ハラスメントの問題認識

職場におけるハラスメント(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等)は、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

2、就業規則には以下の事項が定められています。

1) 就業規則第 28 条 14～16、18

14. 職務上の地位を利用して他の社員に交際を強要したり、性的な関係を強要する等の行為をしないこと。
15. 性的な言動によって他人に不快な思いをさせる行為や職場環境を乱す行為をしないこと。
16. 他の社員の業務に支障を与えるような性的関心を示したり、性的な行為をしないこと。
18. 前各号に掲げる他、業務の正常な運営を妨げ、又は職場の風紀もしくは秩序を乱す行為を行わないこと。

2) 前項の具体的な例は以下のような行為です。

- ①直接及び間接を問わず性的な冗談、からかい、質問
- ②わいせつ図面の閲覧、配付、掲示
- ③その他、他人に不快感を与える性的な言動
- ④性的な噂の流布
- ⑤身体への不必要な接触
- ⑥性的な言動により従業員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為。
- ⑦性的な関係の強要及びストーカー（つけまわし）行為
- ⑧性的な言動に対して拒否した従業員などに対する不利益取扱い。
- ⑨職権等のパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、従業員等の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与える行為

※ セクシャルハラスメントは男性から女性のみならず女性から男性に対する同様の行為も対象となります。パワーハラスメントは上司から部下のみならず、先輩から後輩、経験値や技術などによっては部下から上司、同僚間などあらゆる関係に於いて対象となり得ます。

3、この方針の対象は、正規従業員、準社員、常勤社員・嘱託社員、アルバイト等わが社に於いて働いている方すべてであり、また協力会社の従業員、顧客、取引先の社員の方等を含みます。前項に掲げるような行為があり、事実関係が判明した場合は厳正に対処致します。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4、相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口は、皆さんがお持ちの「役員行動規範」のコンプライアンスに関する相談・報告方法と同じです。

1) 社内窓口

- ① 目安箱（各職場に設置してある投書箱への投書）
- ② コンプライアンス事務局（携帯：090-1088-0476）
- ③ コンプライアンスオフィサー（携帯：090-6290-6035）
- ④ ジャパンファームのホームページのお問い合わせ

<http://www.japanfarm.co.jp/>

- ⑤ 総務部門(TEL：099-476-0235 e-mail：jf-soumu@japanfarm.co.jp)

2) 社外窓口

- ① 笠井総合法律事務所（TEL：03-5565-5050）

※ 上記 2、に当たるかどうか微妙な場合も含め、広くご相談に対応し、事案に対処します。

※ 相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。

5、相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。

6、相談体制のフロー図

別紙

以上

相談・苦情への対応フロー図

